

政令第二百三十五号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「提示とする。」の下に「第二十五条第四項の表及び」を加える。

第二十五条を次のように改める。

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下第四項まで並びに第八項第一号及び第二号において同じ。）であつて、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行が公表する国ごとの一人当たり

の所得の額に関する統計その他の財務省令で定める統計（次号、第三項第一号及び第四項の表において「国際復興開発銀行統計等」という。）における一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しないもの（当該一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しない連続する三年（当該連続する三年が二以上あるときは、最も遅い当該連続する三年）後に次のいずれかに該当する連続する三年がないものに限る。）。

イ 国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの

ロ 財務省令で定めるところにより算出した世界の輸出額の総額のうちを占めるその国の輸出額の割合が一パーセント以上である国にあつては、国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの

二 国際復興開発銀行統計等の公表により前号に該当することが明らかになつた日以後に、その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望する旨を通知したもの

2 財務大臣は、前項の規定に基づき法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、その判断のための参考となるべき意見を求めることができる。

3 特恵受益国等（法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等をいう。以下同じ。）のうち次の各号（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいう。第七項及び第八項において同じ。）以外の国（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号イ又はロに該当するもの 国際復興開発銀行統計等の公表によりこの号に該当することが明らかになった日

二 その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望しない旨の通知をしたもの 財務大臣がその通知を受けた日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないことを認められたもの その認められた日

4 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与えない期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

項名	物 品	期 間
一	<p>対象物品（法第八条の二第一項各号に掲げる物品を財務省令で定めるところにより区分したものをいう。以下この表において同じ。）のうち、各年度の初日の属する年（以下この表において「当該年」という。）の前々年の一の対象物品の輸入額（輸入される物品の輸入申告に係る価格として貿易統計に計上された額をいう。以下この表において同じ。）のうち、占める同年の一の一般特惠受益国（当該年の三年前の年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号イ又はロに該当したものに限る。）を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が二十五パーセントを超え、かつ、その輸入額が十</p>	<p>当該年の四月一日から当該年の翌年の三月三十一日まで</p>

億円を超えるもの（当該一般特惠受益国を原産地とするものに限る。）。ただし、当該対象物品に属する物品のうち次に掲げるものを除く。

(一) 当該一般特惠受益国を原産地とする物品であつて、我が国と当該一般特惠受益国が締結する一の国際約束（法第七条の七第一項の国際約束であつて、当該年度に我が国及び当該一般特惠受益国について効力を生ずると同年度の前年度に見込まれたものに限る。）が我が国について効力を生ずる日と当該一般特惠受益国について効力を生ずる日とのいずれか遅い日における当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項各号に定める税率以下のもの

(二) 協定税率（法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。以下この項において同じ。）が無税とされているもの（当該一般特惠受益国が協定税率の適用又は関税率法第五条の規定による関税についての便益を受けることができる場合に限る。）

三	<p>第十九条各号に掲げる国際約束（一以上の一般特惠受益国について効力を生じ</p>	<p>当該物品に係</p>
二	<p>対象物品のうち、当該年の前々年までの過去三年間の一の対象物品の輸入額のうちに占める当該三年間の一の一般特惠受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が五十パーセントを超え、かつ、その輸入額が四十五億円を超えるもの（当該一般特惠受益国を原産地とするものに限る。）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(一) 当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特惠受益国を原産地とする全ての対象物品の特惠適用輸入額（法第八条の二第一項の規定の適用を受けた物品の輸入申告に係る価格として貿易統計に計上された額をいう。以下この項において同じ。）のうちに占める当該三年間の当該一般特惠受益国を原産地とする当該対象物品の特惠適用輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの</p> <p>(二) 当該対象物品に属する物品のうち一の項の中欄(一)又は(二)に掲げるもの</p>	<p>当該年の四月一日から平成三十三年三月三十一日まで</p>

	<p>除く。）が法第八条の二第一項各号に定める税率を超えるものを除く。）</p>	
四	<p>特惠受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないものとして財務大臣が認めるもの（一の項から三の項までの中欄に掲げる物品を除く。）</p>	<p>期間 の譲許の適用 において定めら れている関税 の譲許の適用 期間 に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間 に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間</p>
		<p>当該便益を与 えることが適 当でないこと 認められる事 由に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間 に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間</p>
		<p>に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間 に あ る 国 際 約 束 に お い て 定 め ら れ て い る 関 税 の 譲 許 の 適 用 期 間</p>

	大臣が定める 期間

5 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特惠関税（同項に規定する特惠関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

6 第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の二第三項の規定による特惠関税についての便益を与えることが適当であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について準用する。

7 特別特惠受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特別特惠受益国でなくなるものとする。

一 第三項第二号又は第三号に該当するもの 当該各号に定める日

二 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなったもの その決議の日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第三項の規定による特惠関税についての便益を与えることが適当でないと認められたもの その認められた日

8 財務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を官報で告示するものとする。

一 第一項の規定による特惠受益国等の指定をした場合 その指定した国

二 特惠受益国等が第三項各号のいずれかに該当した場合 該当した国及び同項の規定により財務大臣が定める日

三 第四項の表の各項（三の項を除く。）の中欄に掲げる物品がある場合 当該物品及び当該物品に係る当該各項の下欄に掲げる期間

四 第五項の規定による特別特惠受益国の指定をした場合 その指定した国

五 特別特惠受益国が前項各号のいずれかに該当した場合 該当した国及び同項の規定により財務大臣が定める日

第二十六条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十七条第一項中「法第八条の二第一項に規定する」及び「（以下「特惠受益国等」という。）」を削り、「同項又は同条第三項」を「法第八条の二第一項又は第三項」に改め、同条第二項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の関税暫定措置法施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第二に掲げられている国及び地域（同表第八号又は第五八号に掲げる国を除く。）についてはこの政令の施行の日においてこの政令による改正後の関税暫定措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第二十五条第一項の規定による特惠受益国等（関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等をいう。）の指定をしたものと、旧令第二十五条第三項に規定する国については同日において新令第二十五条第五項の規定による特別特惠受益国（同法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国をいう。）の指定をしたものとそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

2 旧令第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる物品については新令第二十五条第四項の表の二の

項の中欄に掲げる物品と、これらの号に規定する期間については当該物品に係る同項の下欄に掲げる期間と、旧令第二十五条第二項第六号又は第七号に掲げる物品については同表の三の項の中欄に掲げる物品とそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における新令第二十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「次のいずれにも」とあり、及び「次のいずれかに」とあるのは「イに」と、同条第三項第一号中「第一項第一号イ又はロ」とあるのは「第一項第一号イ」とする。
(調整規定)

第三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。次項において「平成二十九年改正令」という。）の施行の日が平成三十年四月一日後となる場合には、第十四条第一項の改正規定中「。の下に「第二十五条第四項の表及び」を加える」とあるのは「」の下に「。第二十五条第四項の表において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に改める」と、第二十五条の改正規定中「第十九条各号」とあるのは「第十九条の二各号」と、第二十六条第二項の改正規定中「別表第三」を「別表第二」とあるのは「別表第二」を「別表」と、別表第二を削り、別表第三を別表第二とする改正規定中「別

表第二を削り、別表第三を別表第二」とあるのは「別表第一を削り、別表第二を別表」と、前条第一項中「別表第二」とあるのは「別表第一」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年改正令第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定中「提示とする」の下に「。別表第一において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に」とあるのは「第二十五条第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え」と、同令第二十五条の改正規定中「第二十五条第一項及び第二項第一号から第五号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第六号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」とあるのは「第二十五条第四項の表の三の項中「第十九条の二各号」を「第十九条各号」と、同令第二十六条第二項の改正規定中「別表第二」を「別表第三」とあるのは「別表」を「別表第二」と、同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定中「別表第二を別表第三とし、別表第一」とあるのは「別表」とする。